

特定施設に係る届出のてびき (騒音・振動)

騒音規制法

振動規制法

佐倉市環境保全条例

令和 6 年度

佐倉市経済環境部生活環境課

目 次

1. 特定施設について	P1
2. 対象施設について	P2～P6
3. 規制基準について	P7～P8
4. 届出について	P9～P10
5. 添付書類について	P11
6. 記載例	
(1)届出書	P12～P20
(2)見取図	P21
(3)配置図	P22
(4)騒音計算例	P23
7. 質問等	P24～P25

1. 特定施設について

このてびきは、騒音又は振動の特定施設に係る届出について必要な手続きを掲載しています。届出に際して、このてびきを参考としてご活用ください。

(1) 特定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であって騒音規制法、振動規制法又は佐倉市環境保全条例(以下「法令等」という。)で定めるものを「特定施設」といいます。また、これらの施設を設置する工場又は事業場を「特定工場」といい、法令等に基づく行政処分の対象となります。
※特定施設の種類について2ページ～6ページを参照。

(2) 特定施設の届出

特定施設を新たに設置する場合や既に届出を行った特定施設について種類、数量、設置場所の変更等が生じた場合、事前に届出をする義務があります。

騒音規制法又は振動規制法、若しくはその両方に該当する特定施設については法律に基づく届出が必要となります。※法律に基づく届出を行った場合は、佐倉市環境保全条例に基づく騒音又は振動に係る届出は必要ありません。
※届出について9ページ～11ページを参照。

(3) 規制基準

特定工場から発生する騒音又は振動には、法令等に基づく規制基準が適用されるため、特定施設を設置しているものは特定工場の敷地境界において規制基準を遵守する義務があります。なおこの場合、特定工場から発生するすべての騒音又は振動に対して規制基準が適用されることに留意してください。

※特定施設からの騒音又は振動だけでなく、他の設備や車両等からの騒音又は振動も含まれます。

特定工場に該当しない場合(特定施設の無い事業場)でも、
周辺の生活環境に配慮し、規制基準の遵守に努めるよう
お願いいたします。

2. 対象施設について

(1)騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法施行令別表第一)

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の<u>合計</u>が 22.5 キロワット以上） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（<u>ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上</u>） ニ 液圧プレス（<u>矯正プレスを除く。</u>） ホ 機械プレス（<u>呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上</u>） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（<u>タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。</u>） ヌ タンブラー ル 切断機（<u>といしを用いるもの</u>）
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音が発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) 送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上）（※1）（※2）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上）
4	織機（原動機を用いるもの）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（<u>気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上</u>） ロ アスファルトプラント（<u>混練機の混練重量が 200 キログラム以上</u>）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（<u>原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上</u>） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（<u>製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上</u>） ホ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ） ヘ かな盤（<u>原動機の定格出力が二・二五キロワット以上</u>）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるもの）

10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式）

(※1)冷凍機(エアコン室外機を含む)を除きます。ただし、原動機の定格出力が7.5キロワット以上の冷凍機は、佐倉市環境保全条例に定める特定施設に該当します。

(※2)原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有するクーリングタワーを含みます。

(2)振動規制法に基づく特定施設(振動規制法施行令別表第一)

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上)
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）(※1)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上）
4	織機（原動機を用いるもの）
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機器(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上)
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上）
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式）

(※1)冷凍機(エアコン室外機を含む)を除く。ただし、原動機の定格出力が7.5キロワット以上の冷凍機は、佐倉市環境保全条例に定める特定施設に該当します。

(3)佐倉市環境保全条例に基づく特定施設(条例施行規則別表第一)

騒音に係る特定施設

1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上）(※1) イ 製管機械(※1) ウ ベンディングマシン（ <u>ロール式以外のもの</u> で原動機の定格出力が3.75キロワット以上） エ 液圧プレス(矯正プレスに限る) オ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のものに限る)
---	--

	カ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上）（※1） キ 鍛造機（※1） ク ワイヤフォーマリングマシン（※1） ケ ブラスト（<u>タンブラスト及び密閉式に限る</u>） コ タンブラー（※1） サ 製鋳（びょう）機 シ 製釘機 ス 高速度切断機（<u>といしを用いるもの以外</u>） セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研磨機 チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5kw 未満）（※2）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5kw 未満）
4	粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 未満） イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機（破砕機及び摩砕機を含む。）
5	繊維機械 ア 織機（原動機を用いるものに限る。）（※1） イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚（ねん）糸機
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント（<u>気ほうコンクリートプラント及び混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満</u>） イ アスファルトプラント（<u>混練機の混練重量が 200 キログラム未満</u>）
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー（※1） イ チッパー（<u>原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満</u>） ウ 碎木機（※1） エ 帯のこ盤（<u>製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満</u>）（※3） オ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ）（※3） カ かな盤（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満）（※3）

8	抄紙機(※1)
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）(※1)
10	合成樹脂用射出成形機(※1)
11	鋳造型機（ <u>ジョルト式以外</u> ）
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラム缶洗浄機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上）
19	走行クレーン ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上） イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上）
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上）※冷凍機(エアコン室外機を含む)
22	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が 7.5 キロワット以上） イ ガソリンエンジン（定格出力が 7.5 キロワット以上）
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上）
24	営業を目的として設置される原動機付 2 輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車のうち自動 2 輪車及び同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設

(※1)市街化調整区域に限ります。

(※2)空調機の圧縮機は原動機の定格出力が7.5キロワット以上の場合、条例の「冷凍機」に該当します。

(※3)市街化調整区域では原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限ります。

※次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設

振動に係る特定施設

1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の <u>合計</u> が 22.5 キロワット以上）（※1） イ 製管機械（※1） ウ 液圧プレス（矯正プレスに限る） エ 機械プレス（※1） オ セン断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が 1 キロワット以上）（※1） カ 鍛造機（※1） キ ワイヤフォーマー（原動機の定格出力が 37.5 キロワット未満）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満）（※2） 送風機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る）
3	粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満） イ 食品加工用粉碎機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上） ウ その他の用に供する粉碎機（破碎機及び摩砕機を含む。）（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）（※1）
5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上）（※1） イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上）（※1）
6	木材加工機械 ドラムバーカー（※1） チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット未満）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上）（※1）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上）（※1）
9	合成樹脂用射出成形機（※1）
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）（※1）
11	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上）※冷凍機（エアコン室外機を含む）

（※1）工業専用区域及び市街化調整区域に限ります。

（※2）空調機の圧縮機は原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の場合、条例の「冷凍機」に該当します。

※次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設

3. 規制基準について

特定工場では、事業所の敷地境界線において以下の騒音及び振動の規制基準を遵守しなければなりません。

騒音の規制基準

※単位はdB(デシベル)

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～翌午前6時
第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域	50dB	45dB	40dB
第1種・第2種住居地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65dB	60dB	50dB
工業地域及び工業専用地域	70dB	65dB	60dB
その他の地域	60dB	55dB	50dB

※第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「第1種低層住居専用地域等」という。）を、その他の地域とは第1種低層住居専用地域等以外の地域をいう。

※第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域以外の地域内にある学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における騒音規制基準は、上記の表に掲げる値から5デシベルを減じた値になります。

※上記の表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音、飲食店営業等に係る深夜における騒音、交通機関の走行音及び家庭生活に伴って発生する騒音等については適用されません。

振動の規制基準

※単位はdB(デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域	65dB	60dB
その他の地域 (ただし、工業専用地域を除く。)	60dB	55dB

※第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（以下「第 1 種低層住居専用地域等」という。）を、その他の地域とは第 1 種低層住居専用地域等以外の地域をいう。

※学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域における振動規制基準は、上記の表に掲げる値から **5 デシベルを減じた値**になります。

※上記の表は、建設作業に伴って発生する振動、交通機関の走行及び家庭生活に伴って発生する振動等については適用されません。

4. 届出について

該当する届出ごとに必要な資料を添付し、**正副 2 部**提出してください。

(1)騒音規制法・振動規制法・佐倉市環境保全条例

種別	届出の時期	期限	法令	様式
設置	新規設置	設置工事開始 の 30 日前 (※1)	騒音規制法	様式第 1
			振動規制法	様式第 1(第 4 条関係)
			条例	様式第 3 号
使用	法改正等により、新たに規制 対象に指定された施設を使用 しているとき	新たに指定さ れた日から 30 日以内(※2)	騒音規制法	様式第 2
			振動規制法	様式第 2(第 5 条関係)
			条例	様式第 3 号
変更	特定施設の種類ごとの数が直近に 届出た数の 2 倍を超えて増加する とき(※3)又は新たな種類の特定 施設を設置するとき	設置工事 開始の 30 日前(※1)	騒音規制法	様式第 3
	特定施設の種類及び能力ごとの数 が増加するとき(※4)又は特定施 設の使用の方法を変更するとき (※5)		振動規制法	様式第 3(第 6 条関係)
	特定施設の種類・数・構造・使用の 方法・(騒音・振動)防止の方法等 を変更(※4)		条例	様式第 5 号
防止の 方法 変更	騒音(振動)の防止方法を変更 しようとするとき	変更に係る 工事開始の 30 日前(※1)	騒音規制法	様式第 4
			振動規制法	様式第 4(第 6 条関係)
			条例	様式第 5 号
氏 名 等 変 更	工場等の名称変更、代表者の 交代等	変更の日か ら 30 日以内	騒音規制法	様式第 6
			振動規制法	様式第 6(第 8 条関係)
			条例	様式第 8 号
廃止	特定施設のすべてを廃止した とき	廃止の日か ら 30 日以内	騒音規制法	様式第 7
			振動規制法	様式第 7(第 8 条関係)
			条例	様式第 9 号
承継	譲受等により会社等を継承し たとき	承継の日か ら 30 日以内	騒音規制法	様式第 8
			振動規制法	様式第 8(第 9 条関係)
			条例	様式第 10 号

※1 設置工事着工の30日前(届出日を除く)までに提出してください。

(例)5月9日に工事開始→前月の4月8日までに届出



※2 当該施設が特定施設となった日又は当該地域が指定区域となった日から30日以内

※3 直近に届出た数の2倍を超えて増加するとき(騒音規制法のみ)

(例)

(※3)(例)種類	増数分	届出数	届出の有無
1回目 空気圧縮機	2台設置	2台	○
2回目 空気圧縮機	1台設置	3台	×
3回目 空気圧縮機	2台設置	5台	○
4回目 空気圧縮機	3台設置	8台	×
5回目 空気圧縮機	1台設置	9台	×
6回目 空気圧縮機	2台設置	11台	○

直近の届け出数(2台)の2倍を超えた増数※3台の届出

直近の届け出数(5台)の2倍を超えた増数※6台の届出

※減数する場合や入替等で増加しない場合は届出不要です。

(※4) 振動規制法・佐倉市環境保全条例 共通

(例)当初の届出時 3台

1度目の変更 1台増(計4台) 届出必要

騒音規制法と異なり、1台でも増加する場合は届出が必要です。

減数する場合や入替等で増加しない場合は届出不要です。

(注)騒音規制法における数変更の届出を要しないという趣旨のため、届出いただいても構いません。(受理いたします)

(※5) (例)使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合

5. 添付書類について

騒音規制法・振動規制法・佐倉市環境保全条例 共通
氏名等変更、廃止、承継届出について、添付資料は不要です。

騒音規制法(設置・使用・数変更)

振動規制法(設置・使用・種類及び能力ごとの数・使用方法変更)

佐倉市環境保全条例(設置、使用、構造等変更※騒音・振動防止の方法変更を除く)

No	騒音	振動	条例	添付書類
①	—	—	○	工場等に係る作業工程の概要 ※作業・業務内容及び特定施設の用途
②	○	○	○	工場等の敷地の周囲約 100m 以内の見取図 ※工場等の周囲の状況が分かる程度
③	○	○	○	特定施設の構造概要図
④	○	○	○	特定施設の型式、公称能力及び騒音・振動の大きさの わかる資料(カタログ等)
⑤	○	○	○	騒音・振動の防止施設の概要図及び設置場所を示す図面
⑥	○	○	○	工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 ※方角及び図面上の縮尺(距離)・敷地の境界線を明記
⑦	○	○	○	騒音・振動の防止の方法
⑧	○	○	○	最も影響を受ける敷地境界での騒音・振動の計算値 ※特定施設から直近の敷地境界で○○dB

※○(必要) —(不要)

※騒音(騒音規制法) 振動(振動規制法) 条例(佐倉市環境保全条例)

騒音規制法・振動規制法・佐倉市環境保全条例 (騒音・振動の防止の方法)

No	騒音	振動	条例	添付書類
②	○	○	○	工場等の敷地の周囲約 100m 以内の見取図 ※工場等の周囲の状況が分かる程度
⑦	○	○	○	騒音・振動の防止の方法(変更前・変更後)
⑧	○	○	○	最も影響を受ける敷地境界での騒音・振動の計算値 ※特定施設から直近の敷地境界で○○dB

6. 記載例(1)届出書

法令(新規)

様式第1

特定施設設置届出書

(注意)変更の場合は、設置届出書ではなく、
別様式の変更届出書が必要となります。
(騒音規制法・振動規制法 第8条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(注意)設置の工事開始日の
30日前までにご提出ください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
届出者 佐倉市〇〇1-1
株式会社 〇〇 (本社)
代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

騒音規制法第6条第1項

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 千葉工場		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	佐倉市〇〇町1-1		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品 プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	50人		※ 技術的措置(低騒音型導入・防音壁・パネル等)を講じる場合、説明資料添付		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
一 金属加工機械 ホ 機械プレス	ABC- 123	300Kn	5	8:00	17:00
二 空気圧縮機	DEF- 456	7.5kw	1	0:00	0:00

事業所等の場合は、その
名称を記載してください。

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

騒音・振動に係る特定施設設置（使用）届出書

(注意)変更の場合は、設置届出書ではなく、
別様式の変更届出書が必要となります。
(市条例 第30条関係)

(注意)設置の工事開始日の
30日前までにご提出ください。

者 住所(所在地) 佐倉市〇〇1-1

(郵便番号 123-4567)

第27条(新たに特定施設を設置)

第29条(法又は条例の改正により、既存
の施設が新たに特定施設に該当した場合)

(名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

の取扱者 総務部長 〇〇 〇〇 (電話〇〇 〇〇)

設置

佐倉市環境保全条例

使用

て、次のとおり届け出ます。

第27条第1項

の規定により、騒音又は振動に係る特定施設の

第29条第1項

届出に係る特定施設 の 区 分 (該当するものを○で 囲 む)	1 騒 音 2 振 動		
工場又は事業場の名 称	株式会社〇〇 千葉工場	電 話 番 号	〇〇-〇〇
工場又は事業場の所 在 地	佐倉市〇〇町 1-1	環 境 保 全 担 当 部 課 名 (責任者職氏名)	総務部長 〇〇 〇〇
工 場 等 の 業 種	プレス加工業	※ 整 理 番 号	
△ 特 定 施 設 の 概 要	別紙のとおり	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
主 要 生 産 品 目	自動車部品	※ 事 業 所 番 号	
		※ 施 設 番 号	
資本金若しくは出資 金 又 は 資 産 の 総 額	1,000万円	※ 審 査 結 果	
用 途 地 域 の 種 類	工業専用地域	敷 地 面 積	1,500㎡
		建 築 面 積	450㎡
通常の出業及び終業 時 刻	8時00分から 18時00分 まで	常 時 勤 務 する 従 業 員 の 数	30人
添付書類 及び図面	1 工場等に係る作業工程の概要説明書 2 工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1又は2のうち該当するものによること。
- 正本にその写し1通を添えて提出すること。

条例(新規)

騒音に係る特定施設の概要

※区分
既・新・
増・変
※備考

施設 の 設 置	着工予定 年 月 日 設 置	○年○月○日	○年○月○日	原動機の出力が複数ある場合は、<u>単機の出力</u>で判断します。 ※この場合 7.5kw のため、冷凍機に該当します。
	使用開始予定年月日	○年○月○日	○年○月○日	
施設 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	特 定 施 設 の 種 類	1. 金属加工 オ.機械プレス	21. 冷凍機	
	形 式	ABC-DEF	ABC-66YX	
	公 称 能 力	196kN	5.5kw + 7.5kw	
	数	2	3	
	使 用 開 始 時 間	8:00	24h使用	
	使 用 終 了 時 間	17:00	24h使用	
騒 音 の 防 止 の 方 法		防音BOX内に 設置	防音壁設置	
添付書類 及び図面	1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音に係る特定施設の形式、公称能力及 3 騒音の防止施設（建屋を含む。）の概要図 4 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図			騒音防止措置を講じる場合は、 防音設備の構造図等を添付して ください。

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第1の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。
- 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、騒音の大きさを記載すること。

振動に係る特定施設の概要

※区分
既・新・
増・変

※備考

施設 の 設 置	着工予定 年 月 日 設 置	○年○月○日	○年○月○日		
	使用開始予定年月日	○年○月○日	○年○月○日		
施設 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	特 定 施 設 の 種 類	1. 金属加工 オ.機械プレス	21. 冷凍機		
	形 式	ABC-DEF	ABC-66YX		
	公 称 能 力	196kN	7.5kw		
	数	2	3		
	使 用 開 始 時 間	8:00	24h使用		
	使 用 終 了 時 間	17:00	24h使用		
振 動 の 防 止 の 方 法		防振架台	防振ゴム		
添付書類 及び図面	1 振動に係る特定施設の構造概要図 2 振動に係る特定施設の形式、公称能力、 明書 3 振動の防止施設（建屋を含む。）の概略図 4 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図				

振動防止措置を講じる場合は、
防振設備の構造図等を添付して
ください。

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要は、ない。
- 特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。
- 振動の防止の方法は、別紙に記載し、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、振動の大きさを記載すること。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

(注意)設置の工事開始日の
30 日前までにご提出ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
佐倉市〇〇1-1
株式会社 〇〇 (本社)
代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇千葉工場			※ 整 理 番 号				
工場又は事業場の所在地	佐倉市〇〇町1-1			※ 受 理 年 月 日		年 月 日		
				※ 施 設 番 号				
				※ 審 査 結 果				
				※ 備 考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
一 金属加工機械 ホ 機械プレス	ABC-123	300Kn	5	11	8:00	17:00	変更なし	

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定施設の種類及び能力ごとの数
特定施設の使用方法

変更届出書

(注意)設置の工事開始日の
30日前までにご提出ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
届出者 佐倉市〇〇1-1
株式会社〇〇(本社)
代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について、特定施設の使用方法

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 千葉工場		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	佐倉市〇〇町1-1		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
			※ 施 設 番 号					
			※ 審 査 結 果					
			※ 備 考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
二 圧縮機	DEF-34	7.5kw	1	2	8:00	17:00		

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法に変更がある場合であつても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

佐倉市長

特定施設構造等変更届出書

条例(変更)

(注意)変更に係る工事開始日の
30 日前までにご提出ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 住所(所在地)

佐倉市〇〇1-1 株式会社〇〇(本社) (郵便番号 123-4567)

氏名(名称及び代表者の氏名)

代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

この届出 職氏名

の取扱者 総務部 〇〇 〇〇 (電話番号 123-4567)

佐倉市環境保全条例
構造等の変

第30条第1項

の規定により、

騒音又は振動

に係る特定施設の

第49条第1項

悪臭

更について、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分 (該当するものを○で囲む)	① 騒音 ② 振動 3 悪臭		
変更事項 (該当するものを○で囲む)	① 特定施設の種類及びその種類ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 騒音、振動又は悪臭の防止の方法 5 その他規則で定める事項		
工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 千葉工場	電話番号	043-123-4567
工場又は事業場の所在地	佐倉市〇〇町 1-1	※ 整理番号	
工場等の業種	プレス加工業	※ 受理年月日	年 月 日
△ 特定施設の概要	別紙のとおり	※ 事業所番号	
		※ 施設番号	
変更の理由	特定施設の増数	※ 審査結果	
使用開始予定年月日	〇年〇月〇日	着工予定年月日	m ²
当初の施設設置年月日	〇年〇月〇日	完成予定年月日	m ²
当初の施設の届出に係る受理書の交付年月日	年 月 日 第 号		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、様式第3号の別紙1若しくは2又は様式第12号の別紙から該当するものによること。
- 正本にその写し1通を添えて提出すること。

条例(変更)

騒音に係る特定施設の概要

※区分

既・新・増・
変

※備考

施設 の 設 置	着工予定 設 置 年 月 日	○年○月○日	○年○月○日		
	使用開始予定年月日	○年○月○日	○年○月○日		
施設 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	特 定 施 設 の 種 類	20 集塵装置	21 冷凍機	1. 金属加工 機械才機械 プレス	
	形 式	XYZ-55	ABC-DEF	YU-OU56 7	
	公 称 能 力	2kw	7.5kw	294Kn	
	数	3➡5	5➡10	2➡0	
	※数の変更が分かる記載をお願いします。		8:00	○年○月	
	使 用 終 了 時 間	17:00	17:00	廃棄処分	
騒 音 の 防 止 の 方 法		別紙のとおり	別紙のとおり		
添付書類 及び図面	1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音に係る特定施設の形式、公称能力及び騒音の大きさに関する説明書 3 騒音の防止施設（建屋を含む。）の概要図及び設置場所を示す図面 4 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図				

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要は、ない。
- 特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第1の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。
- 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、騒音の大きさを記載すること。

振動に係る特定施設の概要

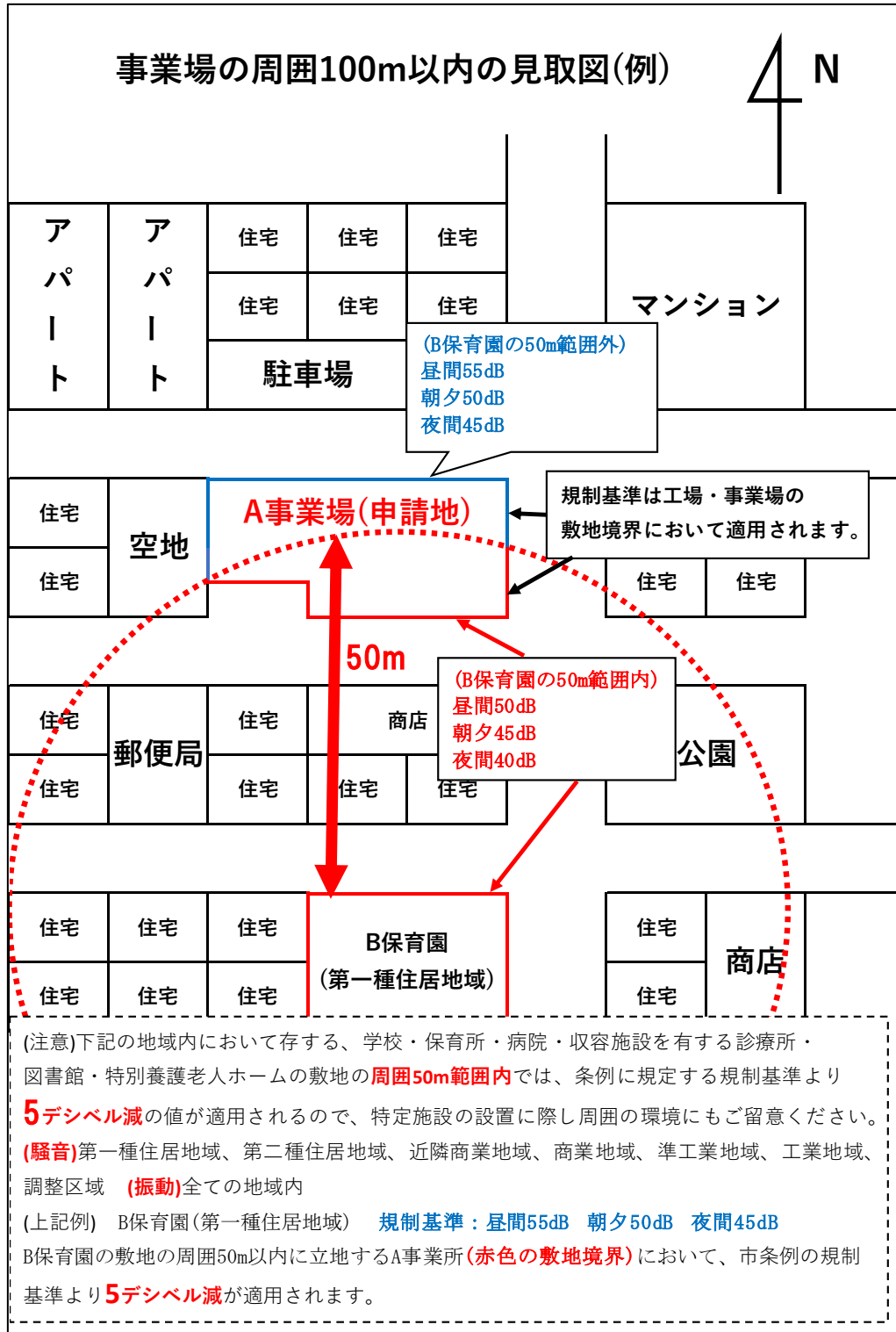
※区分 既・新・増・変
※備考

施設 の 設 置	着工予定 年 月 日 設 置	○年○月○日			
	使用開始予定年月日	○年○月○日			
施設 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	特 定 施 設 の 種 類	21 冷凍機	1. 金属加工機械 オ 機械プレス		
	形 式	ABC-DEF	YU-OU567		
	公 称 能 力	7.5kw	294Kn		
	数	5➡10	2➡0		
	使 用 開 始 時 間	8:00	○年○月 廃棄処分		
	使 用 終 了 時 間	17:00			
	振 動 の 防 止 の 方 法				
添付書類 及び図面	1 振動に係る特定施設の構造概要図 2 振動に係る特定施設の形式、公称能力及び振動の大きさに関する説明書 3 振動の防止施設（建屋を含む。）の概要図及び設置場所を示す図面 4 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図				

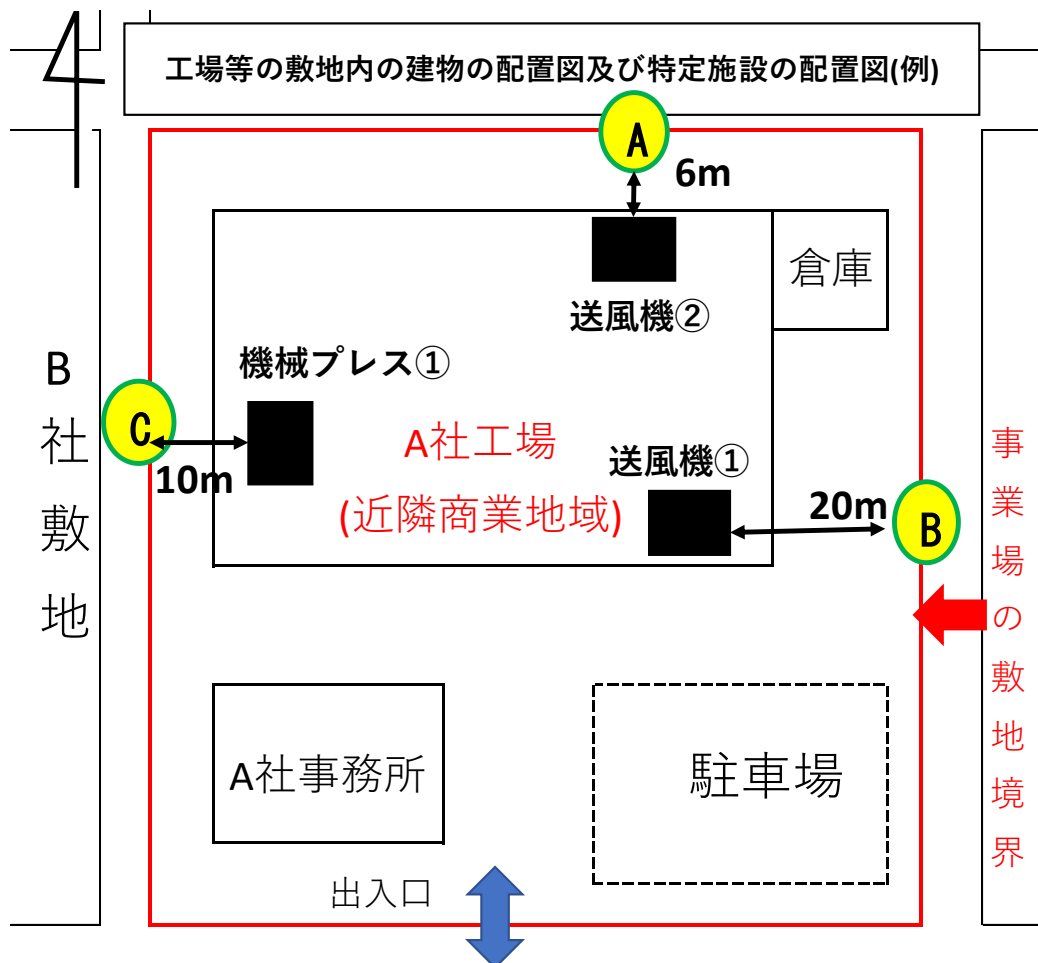
- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 2 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
 - 3 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要は、ない。
 - 4 特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。
 - 5 振動の防止の方法は、別紙に記載し、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、振動の大きさを記載すること。

(2)見取図

※A 事業所に特定施設を設置した場合の規制基準適用



(3)配置図



(注意) 騒音(振動)の規制基準は事業場の**敷地境界**で適用されます。規制基準は、発生する騒音(振動)の大きさの許容限度のことです。届出に際して、各特定施設の**直近の敷地境界**における騒音(振動)レベルと規制基準を比較します。

(上記例) 送風機②⇒A点、送風機①⇒B点、機械プレス①⇒C点

(上記例) A社工場 ※稼働時間は8時～18時(昼間)

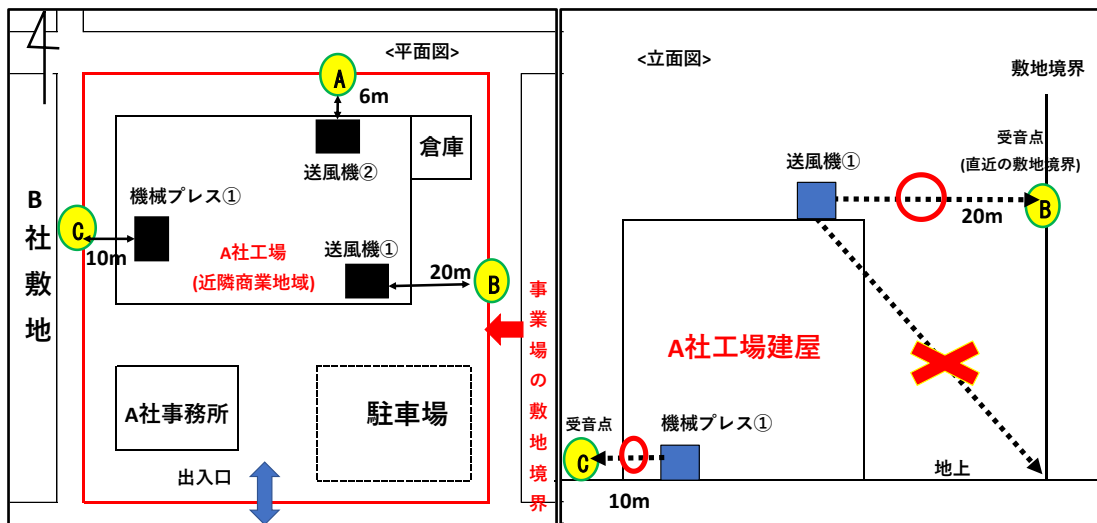
敷地境界における騒音(振動)の規制基準

騒音：65dB(デシベル) 振動：65dB(デシベル)

⇒(東西南北) どの敷地境界でも、騒音・振動レベルが**65dB以下**となるよう、特定施設等の配置場所に留意してください。

※特定施設を設置して特定工場となった場合、**事業場から発生する全ての騒音が規制に掛かる**ことに留意してください。

(4)騒音計算例



騒音の計算方法(例)

(単位：デシベル)								
施設名	発生源での騒音レベル ①(dB)	防止施設	直近の敷地境界までの距離(M)		距離減衰 ②(dB)	防止施設による減衰 ③(dB)	建屋による透過損失 ④(dB)	敷地境界上での騒音レベル ①-②-③-④(dB)
機械プレス①	機側1m 80dB	防音BOX	西	10	20	10		50
送風機①	機側1m 75dB		東	20	26			49
送風機②	機側1m 70dB		北	6	15.5		アルミサッシ 11	44

カタログに記載されている騒音レベル

小数点第2位以下は切り捨て
15.56→15.5

四捨五入して整数値

(注意)

- ・敷地境界での騒音レベルについて、対象の特定施設からの距離が**最も近い地点**での数値となります。※敷地境界までの距離は水平距離(立面図参照)で算出してください。
- ・特定施設が複数ある場合は、その全ての予測値を合成した値を算出してください。
- ・原則として、事業場の周囲4方向での予測が必要ですが、騒音(振動)の影響が明らかに小さい地点については予測を必要としません。
- ・振動については、防振架台等、振動の防止のための措置を講ずる設備等のカタログをもって計算書に替えることができます。
- ・騒音レベルについて、測定機器で実測した値で届出することも可能です。その際、騒音数値が分かるようにした形(写真)での提出をお願いします。

7. 質問等

以下は届出に関して問い合わせ頂いたものを参考として記載いたします。

特定施設の該当の有無も含め、事前にご相談頂ければ確認いたします。

種別	質問等	回答
届出関係	騒音対策の方法について、どのような対策がありますか？	・消音機（サイレンサー）、防音壁等の設置 ・発生源を防音パネルで囲う ・排気ダクトの向きを変える。 ・住宅街とは別の方角に設ける ・作業は日中に行い、夜間を行わない
	振動対策の方法について、どのような対策がありますか？	・防振ゴム(パッド)の使用 ・吊基礎・浮基礎の設置 ・直接支持基礎(板ばね、コイルばね、皿ばね、空気ばね等の使用) ・住宅街とは別の方角に設ける ・作業は日中に行い、夜間を行わない
	特定施設の騒音又は振動だけに規制基準が適用されるのでしょうか？	特定施設からの騒音又は振動だけではなく、 事業所から発生する全ての騒音又は振動 に対して規制基準が適用されます。
	事業所が市街化調整区域に立地していますが、届出は必要ですか？	佐倉市環境保全条例の規制区域となるため、該当する特定施設は届出が必要となります。
	金属加工 <u>以外</u> の用途で切断機を使用している場合、届出は必要ですか？	切断機が 金属加工の用途で製造されたもの であれば、条例の特定施設「切断機」に該当いたします。 ※製造者等にご確認ください。
	移動可能なタイプ(台車・車輪等)について、届出は必要ですか？	移動可能であれば届出は不要です。 但し、 固定して設置する場合や同一場所での使用を要する場合 は設置とみなし、届出が必要です。
	普段使用しない非常用の設備についても届出は必要ですか？	常用・非常用に関係なく、特定施設に該当する場合は届出が必要です。
金属加工	鋼材穴あけドリル、旋盤、ボール盤、フライス盤は特定施設に該当しますか？	特定施設項目に無いため、該当しません。

工 機 械	手動の液圧プレス機は特定施設に該当しますか？	騒音が発生しない、原動機等で稼働しない場合は特定施設として扱いません。 ((例)人力で動かすタイプ)
圧 縮 機	施設の中に原動機が複数内蔵されている場合、特定施設の該当の有無はどこで判断しますか？	各々の原動機の定格出力で判断します。 (例)送風機の中に、5.5kw と 3.5kw の原動機が内蔵されている場合。 →各々の出力で判断する (5.5kw が市条例(騒音)(振動)に該当)
	空調の室外機は特定施設に該当しますか？	空調の室外機は冷媒を圧縮するため、市条例の「冷凍機」に該当いたします。原動機の定格出力が 7.5kw 以上であれば市条例(騒音・振動)の届出対象となります。
送 風 機	送風機をクーリングタワー、加熱炉、ボイラー及び門型洗車機等の設備の一部として使用する場合	原動機の定格出力が 7.5kw 以上で騒音規制法、3.75kw 以上で市条例(騒音・振動)の届出対象となります。
室 外 機	水冷式チラー(循環液により機器を冷却)は特定施設に該当しますか？	冷媒などを圧縮して熱交換を行うもので、定格出力が 7.5kw 以上であれば冷凍機として市条例の届出が必要です。

特定施設に該当しない場合でも、事業活動に係る騒音又は振動について、周辺の生活環境にご配慮をお願いいたします。

問合せ・届出先

佐倉市海隣寺町 97 佐倉市役所本庁舎 5 階

佐倉市経済環境部生活環境課 環境対策班

電話:043-484-6098

FAX:043-486-2504

Email:seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp